

1. 訪問型サービス（予防給付相当・A型）の基準・報酬等について

I. 基本方針

- ・予防給付相当サービスについては、専門的サービスであることを考慮し、現行の予防給付基準・報酬と基本的に同じ設定とする。
- ・緩和した基準によるA型サービスについては、質は担保しつつ、専門性が低いサービスであることを考慮して基準・報酬を設定する。また、各種加算はサービスの質の担保を念頭に設定する。

II. サービスの概要

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
対象者	<p>要支援者および事業対象者（健康チェックリスト該当者）の内、下記の(ア)(イ)に該当する者</p> <p>(ア) 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要と認められるケース</p> <p>(イ) ケアマネジメントで以下のような状態で専門的なサービスが必要と認められるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護が必要な者 ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすい者 ・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者 ・心疾患や呼吸器疾患などで生活動作時の息切れ等があり生活に支障がある者 等 <p>※ (イ) についてはあくまで例示である。</p>	<p>要支援者および事業対象者（健康チェックリスト該当者）の内、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助が必要な者 ・現行相当訪問サービスの対象以外の者 ・慢性疾患等により、代行の要素が強いサービスを必要とする者等
サービス内容	<p>身体介護・生活援助</p> <p>例) 食事・入浴・排泄介助</p> <p>買い物、調理、掃除、洗濯、薬受け取り等</p>	<p>身体介護を含まない生活援助</p> <p>例) 買い物、調理、掃除、洗濯等</p> <p>(H13.3.17.付け老計第10号の2で規定される生活援助を参照)</p>
	<p>本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象にならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人以外の家族のための家事 ・ ペットの世話 ・ 大掃除など 	
サービスの提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画を立案し、サービス提供を実施する。 ・ 適切なマネジメントにより、利用目的を明確化し、利用期限の設定をする。 ・ 状態を踏まえながら多様なサービスの利用を促進する。 ・ 可能な限り住民主体の支援へ移行する。 	

実施方法	事業所指定	事業所指定
サービス提供時間	概ね60分	60分以内

Ⅲ. 基準

(1) 人員配置

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
①管理者	専従常勤	専従1 以上
②管理者 専従ただし 書き	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
③従事者	常勤換算で2.5 以上	必要数
④従事者の 資格要件	介護福祉士または介護職員初任者研修等修了者	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者
⑤従事者一定の研修		旧ホームヘルパー3級課程を参考に市がカリキュラムを別途定める
⑥研修時間の目安		14～15 時間程度を想定
⑦サービス提供責任者 (訪問事業責任者)	【サービス提供責任者】 介護福祉士または3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者等(初任者研修修了者の場合、減算あり)	【訪問事業責任者】 介護福祉士または3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者等(初任者研修修了者の場合の減算なし)
⑧責任者の配置要件	常勤の訪問介護員のうち利用者(※)40人につき1人配置 ※訪問介護と予防給付相当を合算 ※50人につき1人設置の特例あり	従事者のうち1 以上必要数 ※訪問介護と予防給付相当と一体的に運営する場合には訪問介護と相当のみで基準満たす必要

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型サービスを一体的に運営する場合>

- ・介護給付・予防給付相当サービス基準は緩和されない。

③④従事者の配置・資格要件

(例1) 訪問介護員がA型サービスの従事者を兼務

- ・介護福祉士または初任者研修修了者等である必要。 ※一定の研修修了者は不可ということ
- ・介護給付・予防給付相当のみの勤務時間で常勤換算2.5人を満たす必要あり。

※A型サービスの勤務時間は介護給付・予防給付相当の勤務時間に算入できない。

⑧訪問事業責任者の配置

(例1) 介護給付・予防給付相当 40人、A型サービス45人利用

- ・介護給付・予防給付相当でサービス提供責任者を1人配置
- ・A型サービスで訪問事業責任者を1人配置

※85人全てが介護給付・予防給付相当の場合は、サービス提供責任者が3人必要。

(例2) 介護給付・予防給付相当 35人、A型サービス5人利用

- ・サービス提供責任者を1人配置。 ※訪問事業責任者を兼務
- ・初任者研修修了者等をサービス提供責任者に配置する場合は、介護給付・予防給付相当では減算になる。

(2) 設備

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
区画	運営に必要な広さを有する専用の区画	運営に必要な広さを有する区画
備品・設備	サービスの提供に必要な設備および備品	サービスの提供に必要な設備および備品

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型サービスを一体的に運営する場合>

- ・設備は全て共有可能。

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容および手続の説明および提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・介護予防支援事業者等との連携 ・介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 ・介護予防サービス計画等の変更の援助 ・身分を証する書類の携行 ・サービス提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・管理者およびサービス提供責任者の責務 	予防給付相当に同じ

	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の整備 ・介護等の総合的な提供 ・勤務体制等の確保 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・重要事項等の掲示 ・従事者または従事者であった者の秘密保持 ・誇大広告の禁止 ・介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止 ・苦情処理体制の整備 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備と5年間の保存 ・廃止・休止の届出と便宜の提供（介護保険法第74条第5項に規定） 	
効果的な支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的取扱い方針の規定 ・具体的取扱い方針の規定 ※個別計画の作成必須 ・サービス提供に当たっての留意点の規定 	予防給付相当に同じ

IV. 報酬等

(4) 基本報酬

訪問型予防給付相当サービス				
	月額報酬単価利用の場合		回数単価利用の場合	
対象者	利用回数	月額報酬単価	回数上限	回数単価
事業対象者 要支援1.2	週1回程度	1,168 単位	月1～4回	266 単位
事業対象者 要支援1.2	週2回程度	2,335 単位	月5～8回	270 単位
事業対象者 要支援2	週2回超	3,704 単位	月9～12回	285 単位

訪問型基準緩和サービス（A型）		
対象者	回数上限	回数単価
事業対象者 要支援1.2	月9回まで	225 単位

※1単位：地域区分「その他」の単価10円を利用

【補足・解説】

- ・週2回超は要支援1の判定を受けた者は利用できないものとする。

- ・介護予防給付相当とA型サービスとを併用することはできないものとする。
- ・平成29年度における介護予防給付相当については、月額報酬単価のみで算定し、原則、回数単価は使用しないものとする。ただし以下の場合は、回数単価を用いる。

【回数単価を用いる場合】

- ① 月途中の入院による利用中止および退院による利用開始
- ② 上記理由以外の、月途中の利用開始および利用中止
入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合は「月額」を利用します。

(5) 加算・報酬単価等

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
初回加算	200 単位/月	予防給付相当に同じ
生活機能向上連携加算	100 単位/月	実施しない
中山間地等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の5%	実施しない
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の13.7%	実施しない
介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の10.0%	
介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の5.5%	
介護職員処遇改善加算(IV)	(III)の90%加算	
介護職員処遇改善加算(V)	(III)の80%加算	
責任者に介護初任者研修課程を修了した者を配置している場合の減算	所定単位の70%	実施しない
同一建物利用者20人以上の場合の減算	所定単位の90%	実施しない

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型サービスを一体的に運営する場合>

- ・同一建物利用者減算については、介護給付の訪問介護と予防給付相当は利用者数を合わせて計算するが、A型サービスの利用者は含めない。

2. 通所型サービス（予防給付相当・A型）の基準・報酬等について

I. 基本方針

- ・予防給付相当サービスについては、専門的サービスであることを考慮し、現行の予防給付基準・報酬と基本的に同じ設定とする。
- ・緩和した基準によるA型サービスについては、質は担保しつつ、専門性が高くないサービスであることを考慮して基準・報酬を設定する。また、各種加算はサービスの質の担保を念頭に設定する。

II. サービスの概要

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
対象者	<p>要支援者および事業対象者（健康チェックリスト該当者）の内、下記の(ア)(イ)に該当する者</p> <p>(ア) 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要と認められるケース</p> <p>(イ) ケアマネジメントで以下のような状態で専門的なサービスが必要と認められるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすい者 ・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者 ・自宅での入浴が困難で、通所での入浴支援が必要な者 ・心疾患や呼吸器疾患などで生活動作時の息切れ等があり生活に支障がある者 等 <p>※ (イ) についてはあくまで例示である。</p>	<p>要支援者および事業対象者（健康チェックリスト該当者）の内、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続した運動指導を行うことで、機能改善が見込まれる者 ・ケアマネジメントの結果、短時間の通所サービスの利用が望ましい者等
サービス内容	<p>利用者の自立した生活に資する必要な日常生活上の支援や機能訓練</p>	<p>運動器機能訓練を主とし、随時、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防プログラム等を組み合わせた自立支援に資する通所事業</p>
サービスの提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画を立案し、サービス提供を実施する。 ・適切なマネジメントにより、利用目的を明確化し、利用期限の設定をする。 ・状態を踏まえながら、一般介護予防事業等多様なサービスの利用を促進し、可能な限り移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型短期集中予防サービス（C型サービス）終了後、生活機能の維持のため必要と認められる場合等に利用。この場合は、指導プログラムの継続性を重視。
実施方法	事業所指定	事業所指定
サービス提供時間	3時間以上	3時間未満

Ⅲ. 基準

(1) 人員基準

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
①管理者	専従常勤	専従1以上
②管理者 専従ただし書き	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
③生活相談員	サービス提供時間を通じて 1以上 ※事業所単位で生活相談員または従事者の1人以上は常勤	不要
④生活相談員資格	社会福祉主事または同等の能力を有する者	
⑤看護職員	看護師または准看護師単位ごとに1以上 ※定員が10名以下の場合は介護職員の配置で可。 ※病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が通所型サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が配置されているものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制のことである。	(定員10名以下) 不要 (定員11名以上) 体調急変時には、病院、診療所、訪問看護ステーション、同一法人等が運営する通所介護事業所等に勤務する(准)看護師と密接かつ適切な連携がとれること。
⑥従事者の配置	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に専従0.2以上 ※常時1以上の確保必要 ※事業所単位で生活相談員または従事者の1人以上は常勤	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に専従0.1以上 ※常時1以上の確保必要
⑦機能訓練指導員の配置	1以上	不要
⑧機能訓練指導員の資格	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員、柔道整復師、 あん摩マッサージ指圧師	

※単位とは、サービスが同時に一体的に提供されるグループのこと。

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型サービスを一体的に運営する場合>

- ・これまで要介護者と要支援者を一体的に処遇する場合と同様、通所介護・予防給付相当利用者とA型サービス利用者を一体的に処遇することは可能。その場合には、必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容を区分するなどそれぞれの処遇に影響がないよう、配慮すること。
- ・通所介護と予防給付相当サービスの基準は緩和されない。通所介護・予防給付相当サービスの利用者数に対し、人員基準を満たす必要がある。
- ・通所介護事業所の事業規模を区分する場合、予防給付相当サービスの利用者数は含めるが、A型サービスは含めない。
- ・定員に関しても通所介護と予防給付相当サービスで定め、A型サービスのみで別途定員を定める。

<従事者の配置例>

(例1) 通所介護・予防給付相当利用者8人、A型サービス7人

- ・従事者1人を配置

(例2) 通所介護・予防給付相当利用者15人、A型サービス7人

- ・通所介護・予防給付相当で従事者1人、A型サービスで従事者1人

(例3) 通所介護・予防給付相当利用者15人、A型サービス25人

- ・通所介護・予防給付相当で従事者1人、A型サービスで従事者2人

- ・一体的に運営しない場合の実施方法としては、

①別の部屋で実施②部屋を区切って実施③時間をわけて実施④曜日をわけて実施等の方法が考えられる。

(2) 設備

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
区画	食堂および機能訓練室の合計 面積3㎡×利用定員(※)以上 ※要介護と要支援者の合計	サービスを提供するために必要な場所の 面積3㎡×利用定員(※)以上 ※A型サービス定員数
備品・設備	・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備・ 備品 ・その他サービスの提供に必要な設備およ び備品等	・消火設備その他非常災害に必要な設備・ 備品 ・その他サービスの提供に必要な設備およ び備品等

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型サービスを一体的に運営する場合>

- ・それぞれの処遇に問題がなければ、食堂および機能訓練室の合計面積が3㎡×(介護給付・予防給付相当定員数+A型サービスの定員数)を満たしていればよい。
- ・A型サービスのみを行う事業者が夜間および深夜に宿泊サービスを提供することは禁止する。

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容および手続の説明および同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ サービス提供困難時の対応 ・ 受給資格等の確認 ・ 要支援認定の申請に係る援助 ・ 心身の状況等の把握 ・ 介護予防支援事業者等との連携 ・ 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・ 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 ・ 介護予防サービス計画等の変更の援助 ・ サービス提供の記録 ・ 利用料等の受領 ・ 保険給付の請求のための証明書の交付 ・ 利用者に関する市町村への通知 ・ 緊急時等の対応 ・ 運営規程の整備 ・ 勤務体制等の確保等 ・ 定員の遵守 ・ 非常災害対策 ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・ 重要事項等の掲示 ・ 従事者または従事者であった者の秘密保持 ・ 誇大広告の禁止 ・ 苦情処理体制の整備 ・ 事故発生時の対応 ・ 会計の区分 ・ 記録の整備と5年間の保存 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供（介護保険法第74条第5項に規定） 	予防給付相当に同じ
効果的な支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的取扱い方針の規定 ・ 具体的取扱い方針の規定 ※個別計画の作成必須 ・ サービス提供に当たっての留意点の規定 ・ 安全管理体制の確保 	予防給付相当に同じ ※必要に応じて個別計画の作成

IV. 報酬等

(4) 基本報酬

通所型予防給付相当サービス				
	月額報酬単価利用の場合		回数単価利用の場合	
対象者	利用回数	月額報酬単価	回数上限	回数単価
事業対象者 要支援1	週1回程度	1,647 単位	月1～4回	378 単位
事業対象者 要支援2	週2回程度	3,377 単位	月5～8回	389 単位

通所型基準緩和サービス (A型)		
対象者	回数上限	回数単価
事業対象者 要支援1.2	月5回まで	310 単位

※1 単位：地域区分「その他」の単価10 円を利用

【補足・解説】

- ・介護予防給付相当の回数単価については、A型サービスと併用する場合のみ使用するものとし、この場合における報酬は、予防給付相当の月額報酬単価を上限とする。

また、以下の場合も、回数単価を用いる。

【回数単価を用いる場合】

- ① 月途中の入院による利用中止および退院による利用開始
 - ② 上記理由以外の、月途中の利用開始および利用中止
- 入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合は「月額」を利用します。

<算定例>

(例1) A型サービスのみを1か月に5回利用

$$310 \times 5 \text{回} = \underline{1,550 \text{ 単位}}$$

(例2) 要支援1相当の利用者が、1か月に2回予防給付相当、2回A型サービスを利用

$$378 \times 2 \text{回} + 310 \times 2 \text{回} = \underline{1,376 \text{ 単位}} < 1,647 \text{ 単位} \quad \langle \text{それぞれの回数単価により算定} \rangle$$

(例3) 要支援1相当の利用者が、1か月に2回予防給付相当、3回A型サービスを利用

$$378 \times 2 \text{回} + 310 \times 3 \text{回} = 1,686 \text{ 単位} > \underline{1,647 \text{ 単位}} \langle \text{予防給付相当の月額報酬単価で算定} \rangle$$

(5) 加算・報酬単価等

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
生活機能向上グループ活動 加算	100 単位/月	実施しない
運動器機能向上加算	225単位/月	実施しない
栄養改善加算	150単位/月	実施しない
口腔機能向上加算	150単位/月	実施しない
選択的サービス複数実施加算	480 単位/月 (Ⅰ) 700 単位/月 (Ⅱ)	実施しない
若年性認知症受入加算	240 単位/月	実施しない
中山間地等居住者への サービス提供加算	所定単位数の5%	実施しない
定員超過・人員欠如による減算 割合	70%	実施しない
事業所評価加算	120単位/月	実施しない
サービス提供体制加算 (Ⅰ) イ	要支援 1 相当 72 単位 要支援 2 相当 144 単位	実施しない
サービス提供体制加算 (Ⅰ) ロ	要支援 1 相当 48 単位 要支援 2 相当 96 単位	
サービス提供体制加算 (Ⅱ)	要支援 1 相当 24 単位 要支援 2 相当 48 単位	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の5.9%	実施しない
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の4.3%	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の2.3%	
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	(Ⅲ)の90%加算	
介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)	(Ⅲ)の80%加算	

<介護給付・予防給付相当・A型サービスを一体的に運営する場合>

- ・人員基準欠如による減算

介護給付・予防給付相当とA型サービスそれぞれ必要となる勤務時間に対して、実際の職員の配置が人員欠如となる場合、介護給付・予防給付相当で減算になる。

- ・定員超過による減算

事業所単位ではなく、介護給付・予防給付相当の利用定員で超過しているかで判断する。

- ・サービス提供体制強化加算

介護福祉士等の配置割合を計算する場合に、A型サービスに従事する職員は含めず、予防給付相当

サービスに従事する職員は含めて計算する。

3. 短期集中予防サービス（C型）の基準・報酬等について

I. 基本方針

日常生活に支障がある要支援者等の生活機能の低下要因を探り、利用者の個性に応じた包括的なプログラムを行うことにより、生活機能の維持または向上を目指す。

また短期集中的に専門職が関わることで、利用者の日常生活の自立を促すよう支援する。

II. サービスの概要

項目	通所型C型個別サービス	通所型C型集団サービス
対象者	要支援者および事業対象者（健康チェックリスト該当者）の内、短期集中的な支援により生活機能向上が見込まれると判断された者で、即時にサービス導入が適当な者もしくはC型集団サービス利用が適当でない者 (例) 怪我や病気等により一時的に生活機能が低下している者	① 要支援者および事業対象者（健康チェックリスト該当者）の内、短期集中的な支援により生活機能向上が見込まれると判断された者 ② 地域包括支援センターが把握した事業対象者（健康チェックリスト該当者）の内、短期集中的な支援により生活機能向上が見込まれると判断された人。
サービス内容	複合型プログラム 【必須メニュー】 ・運動器の機能向上プログラム 日常生活の中で支障となっている生活行為の改善に向けた動作訓練、筋力トレーニング等、日常生活の中で実施可能な方法等を習得するための運動プログラムを提供。（必要に応じて認知症予防に関するメニューを盛り込む） 【選択メニュー】 ・口腔機能向上プログラム 口腔機能の向上教育および口腔清掃指導並びに摂食・嚥下機能訓練等口腔機能の向上教育および口腔体操等 ・栄養改善プログラム 栄養相談並びに栄養教育等	同左 別途仕様書のとおり
サービス	・短期集中通所型サービス終了後、生活機能の維持のため必要と認められる場合には、	・サービス利用に関しては、地域包括支援センターに相談すること。

提供の考え方	<p>通所型サービスA等の利用につなげる。</p> <p>この場合は、指導プログラムの継続性を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 併せて、一般介護予防事業の利用および終了後は移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団指導と個別支援計画にもとづいた個別指導 短期集中通所型サービス終了後、生活機能の維持のため必要と認められる場合には、通所型サービスA等の利用につなげる。 <p>この場合は、指導プログラムの継続性を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 併せて、一般介護予防事業の利用および終了後は移行する。
実施方法	事業所指定	委託
実施形態	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画にもとづいた個別指導 	集団指導と個別支援計画にもとづいた個別指導
実施場所	指定通所事業所 （事業所にて送迎）	市が指定した会場（公民館等） （タクシーにて送迎）
期間および回数	概ね3ヵ月間 週1回程度12回 運動プログラム（月5回上限、全12回まで） 口腔機能向上プログラム（月2回上限、全4回まで） 栄養改善プログラム（月2回上限、全4回まで）	市が指定した日時 概ね3ヵ月間 週1回程度12回
サービス提供時間	通所サービス：2時間程度/回（送迎時間を除く）	

Ⅲ. 基準

（1）人員配置

項目	通所型C型個別サービス	通所型C型集団サービス
管理者	専従1名以上※ ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能	保健師または経験のある看護職員1名が全体のプログラムの管理運営を実施
指導者	専従1名以上 4人を超える場合は、利用者1人につき専従0.25人以上 【運動器の機能向上プログラム担当】 理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、	別途仕様書のとおり プログラム担当は、同左

	<p>保健師、看護師等 (但しアセスメント、プログラム作成、評価等は理学療法士または作業療法士が行う)</p> <p>【口腔機能向上プログラム担当】 歯科衛生士、言語聴覚士、保健師、看護師等</p> <p>(但しアセスメント、プログラム作成、評価等は歯科衛生士または言語聴覚士が行う)</p> <p>【栄養改善プログラム】 管理栄養士、栄養士、保健師、看護師等 (但しアセスメント、プログラム作成、評価等は管理栄養士が行う)</p>	
--	--	--

< C型と介護給付の通所介護を一体的に実施する場合 >

- ・通所介護の運営基準を遵守した上で、指定通所介護等の提供に支障がない範囲で、指定通所介護の提供時間帯に同一の場所を使用して、C型の提供を行う場合には、プログラムとサービス提供を行う人員を明確に区分する必要がある。

(2) 設備

項目	通所型C型個別サービス	通所型C型集団サービス
備品・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室等本サービスを実施するために必要な広さを有する区画 ※ 3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上 ・消火設備その他非常災害に必要な設備・備品 ・その他サービス提供に必要な設備・備品等 	市が指定した会場（公民館等）

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	通所型C型個別サービス	通所型C型集団サービス
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容および手続の説明および同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要支援認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 	別途仕様書のとおり

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援事業者等との連携 ・介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 ・介護予防サービス計画等の変更の援助 ・個別計画の作成 ・サービス提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・運営規程の整備 ・勤務体制等の確保等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・重要事項等の掲示 ・従事者または従事者であった者の秘密保持 ・誇大広告の禁止 ・苦情処理体制の整備 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備と5年間の保存 ・廃止・休止の届出と便宜の提供（介護保険法第74条第5項に規定） 	
--	---	--

IV. 報酬

項目	通所型C型個別サービス	通所型C型集団サービス
1回あたりの単価	【運動器の機能向上プログラム】 1人1回あたり 340単位（送迎込み） 【口腔機能向上プログラム加算】 1人1回あたり 150単位 【栄養改善プログラム加算】 1人1回あたり 150単位	委託料 1クール（3ヵ月間）単位で設定
自己負担	1割もしくは2割	参加料 1回300円 講座終了日に、実績で支払い

※1単位：地域区分「その他」の単価10円を利用